

京都大学における安全保障輸出管理に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 「特定類型該当者」とは、次のアからウまでに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。</p> <p>ア 外国(外為法第6条第1項第2号に定めるものをいう。以下同じ。)の法令に基づき設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結し、及び当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服し、又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者(次に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ・ウ } (略)</p> <p>(8)～(17) } (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(6) } (同 左)</p> <p>(7) 「特定類型該当者」とは、次のアからウまでに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。</p> <p>ア 外国(外為法第6条第1項第2号に定めるものをいう。以下同じ。)の法令に基づき設立された法人その他の団体(その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く。以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結し、及び当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服し、又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者(次に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ・ウ } (同 左)</p> <p>(8)～(17) } (同 左)</p> <p>附 則(令和4年達示第91号)</p> <p>この規程は、令和4年12月6日から施行する。</p>